

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900685号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000007号

第1 結論

請求期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成2年2月まで

私の国民年金の加入手続は、A県B市(現在はA県C市D区)の実家で同居していた父が行ってくれ、私が20歳になった昭和59年*月からの国民年金保険料も父が納付してくれていた。

その後、私は、E県F市に転居し、昭和62年4月から平成元年3月まで、新聞配達をしながらE県内の専門学校へ通い、送付された納付書で国民年金保険料を自分で納付したと思う。また、新聞販売所の人から、「来たものはちゃんと払わなければならない。」と言われたので、近所の郵便局で納期限内には納付した覚えがある。

また、平成元年4月には、E県G市に転居したが、同市でも納付書が送られてきたら国民年金保険料を納付していたと思う。

請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、請求者がF市に居住していたとする昭和63年4月から平成元年3月までの期間について、i) C市D区発行の住民票の除票から、請求者は、昭和62年3月23日にA県B市(当時)へ昭和62年3月25日をF市への転出予定日として転出届出を行っており、同年4月3日付でB市がF市からの転入に係る通知を受けてB市での転出が確定していることが確認できることから、請求者は、F市に住み始めてから速やかに転入届出を行っていることが認められるところ、オンライン記録でも、B市からF市への住所変更日は住民票の除票と同日である上、当該住所変更後の昭和62年3月から請求期間直前の昭和63年3月までの期間の

国民年金保険料は納付済みであること、ii) 請求者が保険料を納付したとする郵便局は当時、開設されており、保険料の納付は可能であったこと、iii) 請求者は、昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は、H新聞の奨学金を受給しながら専門学校へ通学し、生活状況に変化はなかった旨陳述しているところ、H新聞奨学会からの回答によると、請求者は、当該期間に同奨学金を受給していたことが確認できることから、請求者が昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の保険料を納付しなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間のうち、請求者がG市で居住していたとする平成元年 4 月から平成 2 年 2 月までの期間については、請求者は、納付書が送られてきたら国民年金保険料を納付したと思う旨陳述しているが、i) 戸籍の附票によれば、請求者の住所は、G市に住み始めた日（以下「住定日」という。）を平成 4 年 4 月 1 日として、F市からG市に変更されている上、当該処理は、平成 6 年 3 月 4 日にG市からの戸籍の附票の修正に係る通知を受けた本籍地のB市において行われているため、請求者がF市からG市に転居したとする平成元年 4 月には、住所変更手続は行われていなかったと考えられ、当該期間において、住民登録を行っていないG市から納付書が送付されることはないこと、ii) 請求者は、G市に転居した後の国民年金保険料の納付場所を覚えていないこと、iii) 戸籍の附票によれば、昭和 62 年 3 月 25 日を住定日とするF市における請求者の住民票は、平成 2 年 5 月 25 日に職権により消除されていることから、請求者がF市からG市に転居したとする平成元年 4 月には、住所変更手続は行われていなかったと考えられる上、請求者は、郵便物の転送手続を行ったか否か記憶が明確でないことから、請求者がF市発行の納付書を受け取っていたと推認することもできない。

また、請求者は、請求期間のうち、平成元年 4 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を保管していないことから、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成元年 4 月から平成 2 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900698号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000008号

第1 結論

平成3年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月

私は、平成3年2月末で会社を退職し、同年4月1日付けで現勤務先に転職するまでの1か月は厚生年金保険に加入しない期間になるので、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。私は、平成元年2月から同年7月までの間についても厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した実績もあり、さらに、同年2月20日から同年4月30日までの海外居住期間に係る任意加入の手続も行っている。このように、これまで全ての手続を適切に行い、かつ、全ての保険料を納付している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、平成元年2月頃に払い出されており、請求者の主張のとおり、請求期間前の平成元年2月から同年7月までの期間については、請求者は、当該期間前の共済組合の組合員資格を喪失した直後に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付している上、当該期間中の任意加入被保険者に係る種別変更手続も適切に行っていることが確認できる。

しかしながら、請求期間に係る平成3年3月1日の国民年金被保険者資格の取得については、平成8年4月5日に、遡って入力処理されていることが確認でき、当該入力処理が行われるまでは、請求期間は国民年金の未加入期間とされていたことから、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかつた上、当該入力処理時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、上記国民年金番号のほかに、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。